

【第2部】

社会教育における同和教育



同和問題に関する基本的認識

同和問題とは

被差別部落(同和地区)に生まれてきたという理由で、差別を受けている現実が今でもあります。

つまり被差別部落(同和地区)に生まれた人々が、不当に社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人間としての尊厳を傷つけられている事象があるのです。

これが部落差別です。この部落差別にまつわる様々な理不尽な問題を、同和問題(あるいは部落問題)といいます。

部落差別は、被差別部落(同和地区)があるから存在するのではなく、部落差別があるから、部落差別をする私(たち)がいるから、被差別部落(同和地区)があるのだということです。

同和問題の課題は、部落差別に係る偏見や差別意識を解消することであり、その解決のために人権問題に対する正しい認識と態度を培い、行動力をもつことが大切です。

同和問題の基本認識

- ◆ 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。
- ◆ 同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。
- ◆ 同和問題を未解決に放置することは断じて許されないとあり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

「同和対策審議会答申」前文から

同和対策審議会答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。

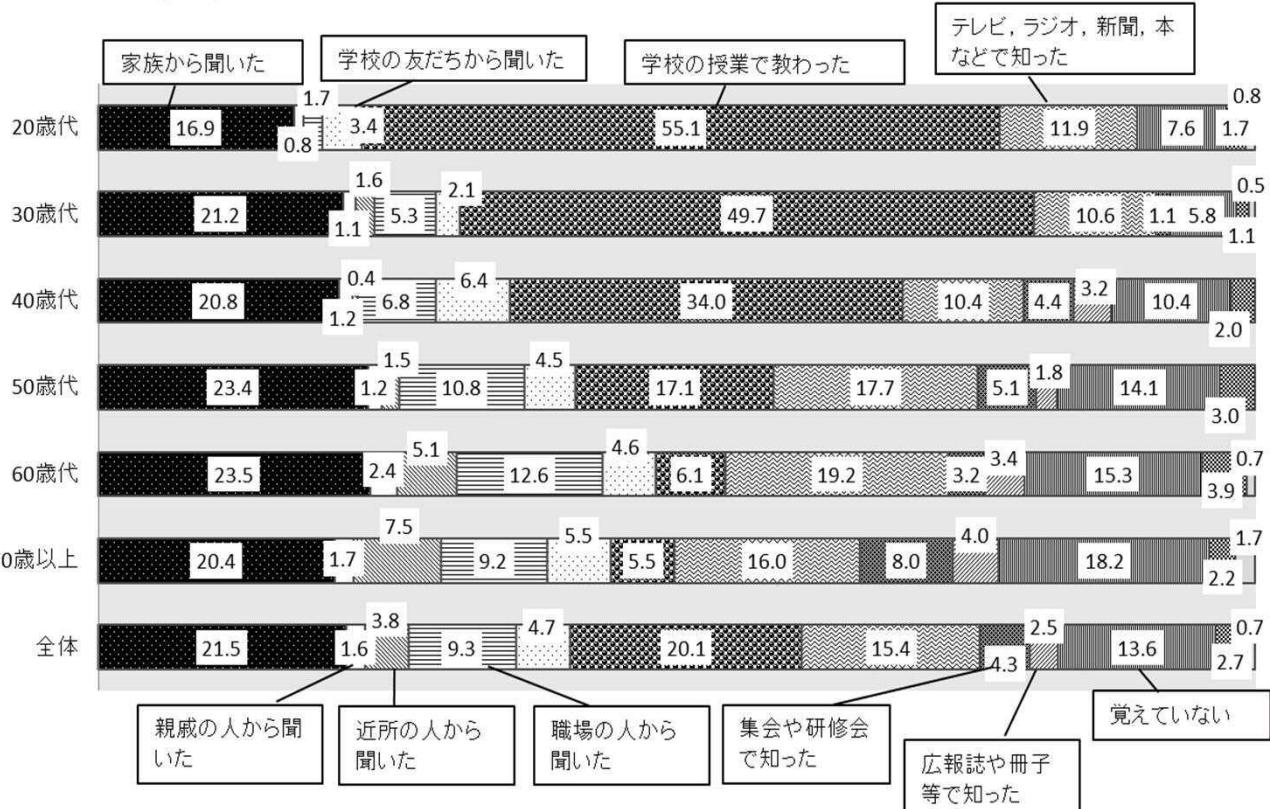
一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

「地域改善対策協議会意見具申」(平成8年5月17日)より一部抜粋

社会教育における同和教育の必要性

<平成25年度人権についての県民意識調査から>

あなたが、「同和問題」や「部落問題」について、初めて聞いたり、知ったきっかけは何ですか。



「同和問題」や「部落問題」を初めて聞いたり知ったりしたきっかけについて、全体では「家族(祖父母、父母など)から聞いた」の割合が最も高く、21.5%となっています。次いで「学校の授業で教わった」は20.1%、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」は15.4%、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」は13.6%、「職場の人から聞いた」は9.3%となっています。

年代別で比較すると、20歳代から40歳代では「学校の授業で教わった」の割合が高くなっています。



「家族(祖父母、父母など)から聞いた」が、どの年代でも高く、保護者はもちろん祖父母等を対象とした社会教育における啓発の重要性が求められています。

また、「学校の授業で教わった」という割合が高い20歳代から40歳代においても被差別身分の人々の歴史に関する教科書記述の変更などを踏まえ、学び直しの必要があります。

同和問題に係る偏見や差別をなくし、未来を担う子どもたちとともに、人権尊重の精神にみなぎる社会づくりを進めましょう！

最近でも、現実に次のような差別事象がおきています。

地域では	◆ 飛び出し注意の看板やロードミラーなどに、賤称語(被差別部落の方を差別する言葉)を使った落書きがされていた。 ◆ 電話のやりとりの中で、住んでいる地区と名前を聞かれたので答えたところ、出自についての誹謗中傷を受けた。 ◆ 会議の中で、被差別部落の方を差別しているとも受け止められかねないような言葉を繰り返し使った。 ◆ 駐車場に停めてあった車に、賤称語等を使って個人を誹謗中傷する悪質な内容の張り紙があった。
学校では	◆ 友人から「お母さんから『あの人たちと遊んではいけない。』と言われたので遊べない。」と言われた。
インターネット上では	◆ インターネットの掲示板等に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがあった。

そっとしておいても差別はなくなりません。

実は、同和問題を知るきっかけとして、「子どもの頃に家族から聞いた」という人が多いのが現状です。

何が差別になるのかを、きちんと知らないままでは、その子どもが大人になった時に、また繰り返してしまいます。

まずは、大人一人一人が**正しく理解し、子どもたちにも伝えていくこと**が大切です。

用語の使用について

◆ 「同和」という用語について

- ・ 古くからある「同胞融和」あるいは「同胞一和」、「同胞諧和」という用語から生まれたもので、その意味は、家柄、門地、血筋あるいは社会的身分の別なく、国民は等しく慈しみ合わなければならないという発想に基づくものと言われています。
- ・ 「今日は同和の会（人権同和の会）に参加した。」などと省略した用語を使う場面に出合いますが、「同和」で区切って、単独で用いられる用語は、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯があります。使用するに当たっては正しく「今日は、人権同和問題の研修会に参加した。」などのように、意味を理解した上で、省略形でない用語で使用することが大切です。

江戸時代の身分制度について こんな風に教わりませんでしたか？



かつては、近世特有の身分制社会とその支配・上下関係を表す用語として「士農工商」という表現が定説のように使われ、左の図のようなピラミッド型で説明されていましたので、記憶に残っている方も多いと思います。

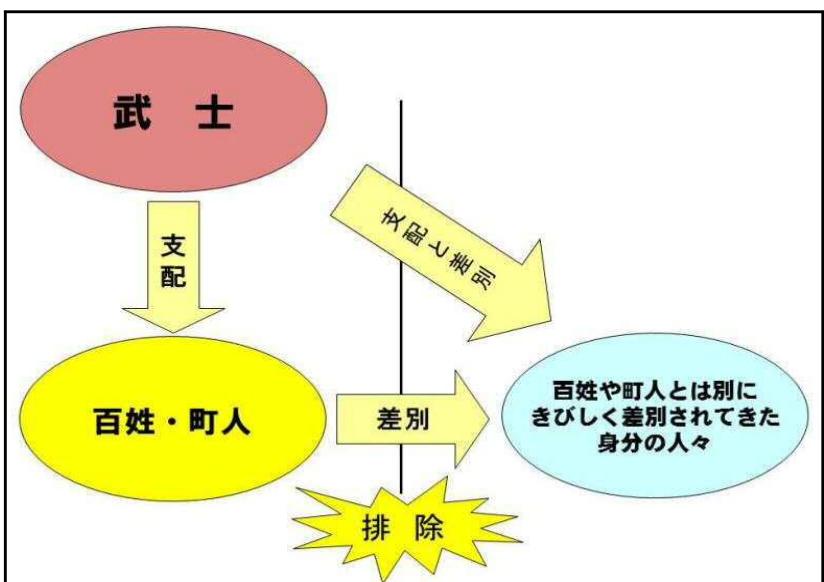
しかし、部落史研究を含む近世史研究の発展・深化につれて、単純に「士農工商」というとらえ方では説明ができないこと、「農」と「工商」との身分の上下関係がなかったこと、被差別身分の人々は、社会から排除される差別を受けていましたが、社会の最下層に置かれていたわけではないことなどが分かってきました。

そこで、教科書記述も修正が加えられ、

今の子どもたちは、このように教わっています。

- ◆ 「農工商」から「百姓・町人」へ
「百姓」とは、もともとは「一般の人々」という意味でした。やがて、在地領主として武士が登場すると、しだいに年貢などを納める人々を指すようになり、近世には武士身分と百姓身分が明確に区別されるようになりました。

「百姓」は、農村、山村、漁村などの村に住む人々、「町人」とは町に住む人々と、住む場所による身分呼称のとらえ方に変わってきています。百姓身分には、漁業や林業に従事する人々もあり、百姓=農民ということではありません。



- ◆ 「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた身分の人々」

近世社会は、世襲により身分を持って生まれてくる身分社会でした。小学校の教科書では、近世以前から差別されてきたという意味を込めて、「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた身分の人々」と表現しています。中学校・高等学校では、生徒の理解も可能であるという実績によって、地域によっては別の呼称もあるものの、当時最も広範囲にあった身分呼称を表記しています。

また、「これらの人々は、きびしい差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安などを担って、社会を支えました。」とあります。人々の「生産・労働」、「芸能・文化」に焦点を当てた記述になっており、どのような努力や工夫を重ねて生き抜いてきたのかなど、その生き方に学ぶ学習を展開しています。

同和問題につながる差別は、いつ頃 どのようにして起こり、現在につながっているの？

- ◆ 同和問題につながる差別の起源は、中世期（鎌倉から室町時代）まで遡ります。
中世（鎌倉から室町時代）の人々は、死や出産・病気などを「ケガレ」として畏っていました。そのため葬送や死んだ牛馬などの動物の死体処理などを担い「キヨメ」の人々に対して、敬いの心とともに魔術的な力への畏敬の念をもっていました。

しかし、一方でその仕事を担う人々自身も「ケガレ」ているとして、そのような人々を社会から疎外しました。

すでに、この時代の人々の中には、死や出産・病気に対しての「ケガレ観」や特定の職能をもつ人々に対する「恐怖の念」などと結び付いた世俗的差別が存在したと考えられています。

- ◆ 戦国から江戸時代になると、身分制が制度化・固定化され、差別が強められました。

戦国時代に入り、戦いに必要な多くの武具、馬具などの需要が増えたことに伴い、革製品などの仕事を生業としていた人々は大切な存在として扱われました。

その後、戦国時代から江戸時代の中頃にかけて、武士を中心とした支配体制を維持するための身分制度が完成していくのに伴って、幕藩体制の下で、こうした人々に対する差別がさまざまな法令を通して制度化され、固定化されていったと考えられています。また、この時代、百姓や町人とは別に身分上きびしく差別されてきた人々は、全国各地で様々な名称で呼ばれ、清掃や皮革、警察、刑吏、慶祝の舞や芸能、葬送など、多岐にわたるそれぞれの役割を担っていました。

江戸時代の後期になると、飢饉や百姓一揆など幕藩体制を揺るがす出来事が多発するようになり、幕府や藩は、こうした社会を立て直すために身分の決まりを更に厳しくしていきました。

- ◆ 明治時代に解放令（太政官布告）が出され、差別は解消されたのでは？

明治新政府の最大の政策課題である近代化の一環として、明治4年（1871年）に太政官布告（いわゆる「解放令」）が出されました。この法令により、長年にわたって差別されてきた人々は「身分職業共、平民同様」となり、一応、制度上の身分差別から解放されたのでした。しかし、太政官布告は形式的な法令に過ぎず、その後、差別解消のための具体的な施策が伴わなかったことにより、現実の社会生活にあっては多くの差別が残されました。

また、「解放令」により、制度上、身分がなくなり職業の自由が認められた反面、それまで特権とされていた死牛馬処理の権利等を確保できなくなるとともに、一方で地租や兵役などの義務を負わなければならなくなつたため、多くの被差別部落で生活の貧困化を招くなど、経済的に厳しい状況が生まれてきました。

そして、貧困や不衛生さ、不就学などの被差別部落の生活の様子から、民衆による新たな偏見が生まれ、これまでとは違う差別意識を伴い、差別は一層強められていきました。

穢多非人等の称 廃せられ候条 一般
穢多非人等の称 廃せられ候条 一般
民籍に編入し 身分職業共すべて
同一に相成り候様 取扱うべく 尤も地租
その外除籍のしきたりも これ有り候はば
引き直し方見込み取り調べ 大蔵省へ伺い
出るべき事
※除籍（じょけん）..課税しないこと

【1871年「太政官布告第61号】

被差別部落の人たちは、差別解消に向けて どのような行動をしたのでしょうか。

被差別部落の人たちは、全国民に対しては少数者であり、自ら立ち上がって差別の不当性を訴えなければ差別から抜け出せないとして、大正11年（1922年）に全国水平社を結成し、差別の厳しさ、不当さに自ら気付き、不当な差別からの解放を目指す動きを起こしました。

この水平社運動が、戦後の部落解放運動に継承され、現在でも各地で運動が進められています。

下の「宣言」は、3月3日、京都の岡崎公会堂で開催された全国水平社創立大会において宣言されたもので、日本における最初の人権宣言「水平社宣言」と呼ばれています。

宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らざなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずについた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者がその荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々はエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會

※ この宣言の中には「特殊部落」「エタ」という言葉がありますが、この言葉は、当初から差別用語であり、本来は使われるべき用語ではありません。水平社創立大会における宣言においては、被差別の立場の人々が、部落解放・人間解放という高い理想を掲げて運動を進めるということを宣言する意味合いにおいて、あえて使っているということと、この使われた言葉に込められた深い思いや願いを理解することが大切です。

**同和問題の解決に向けて、
どのような法令等が制定され、推進されてきたのでしょうか。**

◆ 同和問題の解決に向けた主な法令等

年	法令等	法令等の性質・内容など
1871年 (明治4年)	「解放令」	太政官布告をもって、被差別身分の称を廃止し、職業の自由を宣言しました。
1922年 (大正11年)	「水平社宣言」	自らの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放を目指す運動を進めるため、全国水平社が創立され、日本における最初の人権宣言といわれる全国水平社創立大会「宣言」がなされました。
1947年 (昭和22年)	「日本国憲法」	人が生まれながらにしてもつ自由や平等の権利を基本的人権とし、人種や信条、性別や生まれたところなど、様々な理由で不当な差別を受けることがないように、すべての国民に平等を保障しました。
1965年 (昭和40年)	「同和対策審議会答申」	同和問題を基本的人権に関わる課題と位置付け、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとし、その解決のための具体策を答申しました。
1969年 (昭和44年)	「同和対策事業特別措置法」	同和対策事業の目標を明らかにするとともに、対象地域の経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に制定されました。
1982年 (昭和57年)	「地域改善対策特別措置法」	対象地域の生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等の事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域の経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に制定されました。
1987年 (昭和62年)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」	5年間の時限立法として施行され、地域改善対策特定事業について円滑かつ迅速な実施が図られるようになりました。 * 平成4年3月31日、一部改正、5年間延長 * 平成9年3月31日、一部改正、15事業5年間延長 * 平成14年3月末、特別措置法に基づく同和対策事業終了
1997年 (平成9年)	「人権擁護施策推進法」	5年間の時限立法として施行され、人権擁護推進審議会を設置し、人権教育と啓発に関する施策の基本事項について、2年を目処に答申するよう附帯決議が出されました。
1999年 (平成11年)	「人権擁護推進審議会答申」	人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について答申しました。
2000年 (平成12年)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	社会的身分や門地、性別などによる不当な差別や人権侵害を防ぐことなどを目的として施行されました。この中で、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定・実施を国と地方公共団体の責務と定め、政府に対して基本計画の策定と国会への年次報告を義務付けました。
2002年 (平成14年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき、我が国における人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
2016年 (平成28年)	「部落差別の解消の推進に関する法律」	現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に制定されました。